

議案第 83 号

前橋市一般職の職員の給与に関する条例の改正について

令和 4 年 9 月 1 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

前橋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年前橋市条例第 303 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「法第 28 条の 5 第 1 項及び第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）並びに」を削る。

第 4 条第 5 項前段中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 11 項を削り、同条第 10 項を同条第 11 項とし、同条第 9 項を同条第 10 項とし、同条第 8 項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「前項」を「第 6 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 60 歳（市規則で定める職員にあっては、65 歳以上の年齢であって市規則で定めるもの）に達した日以後直近の 3 月 31 日を超えて在職する職員に対する第 5 項の規定の適用については、同項前段中「勤務成績に応じて」とあるのは、「勤務成績が特に良好である場合に限り」とする。

第 4 条に次の 1 項を加える。

12 法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、第 2 項の規定により決定する当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 4 条の 3 を削る。

第 9 条の 5 第 1 項第 1 号中「以下」の次に「この項から第 3 項までにおいて」を加え、同項第 2 号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第 2 項第 1 号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第 3 号において」を加え、「その

者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「以下」を「第1号及び次項において」に改め、同項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「場合は」を「場合には、」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号及び同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第14条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第7条の2」を「第4条第3項から第7項まで及び第9項から第11項まで、第7条の2」に、「及び」を「並びに」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第2項各号列記以外の部分中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項前段中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

（60歳に達した職員の給料月額の特例）

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（前橋市保健所において医療業務に従事する医師にあつては、65歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第11項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 前橋市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年前橋市条例

第 号) による改正前の前橋市職員の定年等に関する条例 (昭和 59 年前橋市条例第 34 号) 第 3 条ただし書に掲げる職員に相当する職員

(3) 前橋市職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により法第 28 条の 2 第 1 項に規定する異動期間 (同条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。) を延長された同条例第 6 条に規定する職を占める職員

(4) 前橋市職員の定年等に関する条例第 3 条第 2 項に規定する職員

(5) 前橋市職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員 (同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(管理監督職勤務上限年齢調整額)

1 1 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日 (以下この項及び附則第 13 項において「異動日」という。) の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 9 項の規定により当該職員の受ける給料月額 (以下この項において「特定日給料月額」という。) が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額 (当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。) に達しないこととなる職員 (市規則で定める職員を除く。) には、当分の間、特定日以後、附則第 9 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 4 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 4 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

1 3 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員 (附則第 9 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 11 項に規定する職員を除く。) であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 4 附則第 11 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 9 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される

職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(委任)

- 15 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表第1再任用職員の項、別表第3再任用職員の項及び別表第4再任用職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(勤務延長している職員についての適用除外)

- 2 この条例による改正後の前橋市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第9項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

- 3 暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、新給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、新給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年前橋市条例第 号）第5条の規定による改正後の前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年前橋市条例第4号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第9条の5第2項及び第12条第2項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第3項の規定を適用する。
- 7 新給与条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 8 新給与条例第4条第3項から第11項まで、第7条の2から第9条まで、第9条の3及び第9条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
(委任)
- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。